

例えばこんな時…



CASE.1

敷地を測量するためにお隣と境界の確認をしたところ、境界の認識が食い違っており、トラブルになった。

CASE.2

お隣が境界からはみだしてブロック塀を造ってしまった。

CASE.3

お隣から「お宅の家の屋根が境界からはみだしている」と苦情を言われた。

トラブル… 万一起きてしまったら
～裁判にたよる前に遠慮なくご相談下さい。

山梨県土地家屋調査士会が山梨県弁護士会の協力を得て、土地の境界問題の解決を支援するセンターを設立しました。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して皆様のご相談に応じ、公正・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。



ADR

Alternative Dispute Resolution



境界でお困りの方…
一度ご相談ください



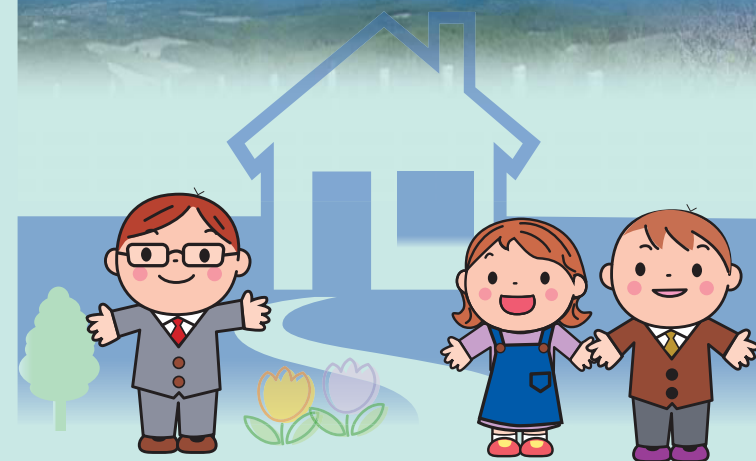
境界問題解決の近道がここにあります
山梨県土地家屋調査士会
境界問題相談センターやまなし

山梨県甲府市国母八丁目13番30号
TEL・FAX兼用 055-225-3737
受付時間 月～金 9:00～12:00 / 13:00～16:00

URL <http://yamanashi-chosashi.or.jp/>
E-mail adr@yamanashi-chosashi.or.jp

境界のトラブル

土地家屋調査士と弁護士が
解決のお手伝いをします。



ADR

Alternative Dispute Resolution

境界問題解決支援

境界問題解決の近道がここにあります
山梨県土地家屋調査士会
境界問題相談センターやまなし

境界のトラブルが発生したら…

ADR
Alternative Dispute Resolution

「境界問題相談センターやまなし」をご活用ください。

問題解決までのながれ

境界に関する
紛争

受付

受付面談
(無料)

相談

調停申立

調停期日

調停成立

和解契約書の
作成

登記手続き

境界標設置

紛争の内容を詳細にお聴きし、センターの手続きについてご説明します。国中・郡内の県内2カ所で月2回開催します。

土地家屋調査士
相談員と弁護士
相談員が相談に
応じます。

相手方に連絡して出席をお願いします。相手方が期日(話し合い)に出席されない場合は手続きを進められません。

土地家屋調査士と弁護士が調停にあたります。

その他の相談機関等への紹介

補助業務
土地の資料調査
土地の測量等

料金表(消費税を含む)

手数料の種類	金額	負担者
相談手数料	1回につき15,000円	相談者
調停手続申立手数料	20,000円	申立人
調停手続期日手数料	期日毎に1人につき10,000円	当事者
調停手続成立手数料	200,000~	当事者
記録の閲覧・謄写手数料	閲覧手続1,000円・謄写1件5,000円	当事者
その他の費用	実費	当事者